

議案第十一号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

写

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号。）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「二十円」を「三十円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 手数料の種類 | 金額 |
|------------------------|-----------|
| (1) 公簿、図面の閲覧 | 一件につき 五十円 |
| (2) 印鑑に関する証明 | 一件につき 七十円 |
| (3) 動産又は不動産に関する証明 | 一件につき 七十円 |
| (4) 諸税に関する証明 | 一件につき 七十円 |
| (5) 身元身分に関する証明 | 一件につき 七十円 |
| (6) 住民票の写 | 一件につき 七十円 |
| (7) 戸籍の附票の写 | 一件につき 七十円 |
| (8) 死亡診断書、死体検案書及び | 一件につき 七十円 |
| (9) 死産証書の謄本 その他の証明等 | 一件につき 七十円 |

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。